

4月5日 記者会見での団長意見

全国統一教会被害対策弁護団、団長の村越進です。

二点、お話しします。

一点目

弁護団は、本日統一教会に対し、損害賠償請求等を求める第二次の通知書を発出しました。今回の通知書における被害件数は19件、被害者は20名、被害総額は、3億1493万3574円、内訳は財産的損害に対する賠償が2億6149万2340円、慰謝料が5344万1234円です。本年2月22日に発出した第一次通知書とあわせて、合計で、67件、70名、19億2622万5396円になります。

今回の請求で特筆すべき点は、今までは、献金をさせられた、物をかわされた、という経済的、金銭的被害について賠償を求める請求が主でしたが、初めて、統一教会によって合同結婚を強要されたり、家庭を崩壊させられたことにより、筆舌に尽くしがたい精神的苦痛を被ったことを理由として特別に慰謝料を請求する方が、2名含まれることです。統一教会が家庭を崩壊させ、家族を奪い、人の人生を狂わせてしまったという、統一教会の違法行為とその被害の深刻な本質に迫る請求であると考えています。本日は、そのうちのお一人である高知の橋田達夫さんに同席していただいています。後ほどご発言をいただきます。

二点目

集団交渉についてです。

この件について、統一教会から弁護団に3月29日付けの回答書が届きました。統一教会は回答書において、相変わらず、各地の信徒会関係者において個別に対応するとしています。しかし、違法行為を行った加害者は統一教会という宗教法人であり、賠償責任を負うのも統一教会です。その事実と責任を認めないこうした対応は無責任であり、不誠実であると言わざるを得ません。また、統一教会は弁護団に対し、通知人らの担当弁護士の一覧表の開示を求め、担当弁護士と個別に交渉すると言っています。しかし、我々是一个の弁護団として組織として交渉しているものであり、依頼者との連絡担当は内部の役割分担に過ぎず、その開示を求めたりその者と交渉するという主張は理解ができません。このような要求は受け入れることができません。弁護団が指定した連絡担当者を通じてやりとりをするのは、双方に弁護士が関与している場合の当然の交渉ルールです。

最後になりますが、弁護団は、依頼者、被害者のために早期解決を図るべく、第二次通知書において、統一教会と弁護団が早期に面談して、今後の進め方などについて直接やりとりすることが合理的で有益であるとして、面談の申し入れを行っています。

つまり、立場見解の相違は当然にあるとしても、書面のやりとりに時間をかけるのではなく、双方の弁護士が少人数で顔を合わせて意見交換し、今後の進め方も含めて協議し、交渉を加速しようと申し入れているものです。統一教会も、交渉による早期解決を目指すと言っており、その点は一致しているわけですから、いたずらに引き延ばしするようなことをせずに、面談申し入れに応じるよう、この場をお借りして強く求めるものであります。

以上